

# 4. 簡素化の内容

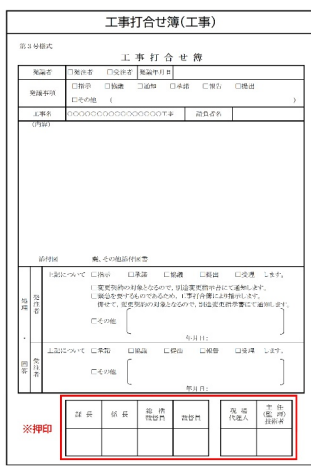
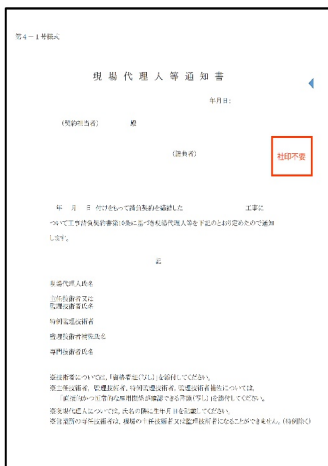
## 簡素化内容の一覧〈目次〉

番号	内 容		
①	押印廃止	P7上	会社及び技術者等の押印廃止
②	コリンズ登録	P7下	発注者のデータを入力すれば、発注者への提示や提出は不要
③	施工計画書(1)	P8上	施工計画書は、施工方法が確定した段階で提出
④	施工計画書(2)	P8下	施工計画書の「工事内容」は、金抜き設計書を使用してよい
⑤	施工計画書(3)	P9上	簡易な工事は施工計画書(簡易版)として一部省略可
⑥	施工計画書(4)	P9下	①工事内容の軽微な変更は、変更施工計画書の提出は不要 ②当初の施工計画書と合わせた全体版の作成は不要
⑦	施工体制台帳	P10上	作成対象は建設業のみ。資材業者等は記載義務無し。
⑧	工事打合せ簿	P10下	工事打合せ簿(協議)は事実が確認できる資料のみ
⑨	長期休暇時の書類	P11上	年末・年始など長期休暇時の書類は不要
⑩	安全・訓練の報告	P11下	安全・訓練等の実施状況報告書は、完成書類に含めての提出でよい
⑪	工程能力図	P12上	出来形管理の測定点が20点未満の工種は工程能力図は不要
⑫	工事写真(1)	P12下	使用材料写真のJIS製品・協会製品は、規格とマークの写真のみでよい
⑬	工事写真(2)	P13上	産業廃棄物の運搬状況写真と運搬車両の両側面へのステッカー表示確認の写真は不要
⑭	工事完成書類	P13下	書類の見栄えが工事成績評定に影響することはありません

## 会社などの押印廃止

※ 基本的には押印廃止としていますが、「契約書」などの重要な書類はこれまでどおり押印必要

請求書、見積書、請書、入札書、委任状、納品書は、押印を省略する場合、「発行責任者及び担当者」欄を設け、役職・氏名(フルネーム)及び連絡先の記載が必要。



※押印省略チラシ: 県HPを御覧ください

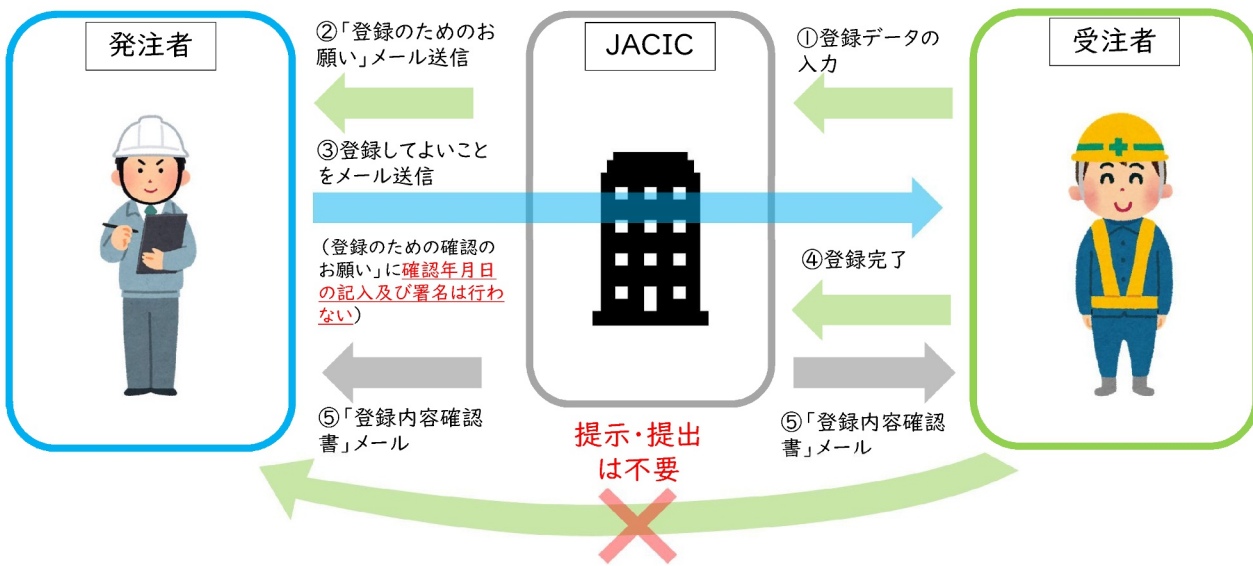
社印不要

・パソコンで名前を入力する記名や署名  
・押印いづれでもOK

●ご不明な点は各契約担当へお問い合わせください。

## 発注者のデータを入力すれば、発注者への提示や提出は不要

※ 「登録のための確認のお願い」と「登録内容確認書」はシステムからメール送信されるため、発注者への提示や提出は不要。



### ③ 施工計画書(1)

施工計画書は**施工方法が確定した段階で提出すればよい**

- ※ 当初契約と実際の施工方法が合わない場合は、**施工方法が決定してから施工計画書を作成し提出**してよい。
- ※ ただし、**特別仕様書に定めがある場合や特別な事情がない場合、着手までに提出必要**。



**【農業土木工事共通仕様書 1-1-5 施工計画書】**  
 1 受注者は**工事着手前又は施工方法が確定した時期**に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。  
 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。  
 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。  
**【農業土木工事共通仕様書 1-1-12 工事着手】**  
 受注者は、**設計図書に定めのある場合の他、特別な事情がない限り**工事開始日後30日以内に工事着手しなければならない。

### ④ 施工計画書(2)

施工計画書の「工事内容」は、**金抜き設計書**を使用してよい

※ 別途に表の作成は求めない

(記載例)

工事名	〇〇〇〇事業 〇〇地区 〇-〇工区
工事場所	〇〇市〇〇町〇〇地内
工 期	自) 令和〇年〇月〇日 至) 令和〇年〇月〇日
請負代金	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
発注者	〇〇地域振興局 農林水産部 農村整備課
受注者	〇〇〇〇

(記載例)

工事名	〇〇〇〇事業 〇〇地区 〇-〇工区
工事場所	〇〇市〇〇町〇〇地内
工 期	自) 令和〇年〇月〇日 至) 令和〇年〇月〇日
請負代金	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
発注者	〇〇地域振興局 農林水産部 農村整備課
受注者	〇〇〇〇

工事内容				
名称	規格	数量	単位	摘要
〇〇I		1	式	
〇〇I		〇〇	m	
〇〇I		〇〇	m	
〇〇I		1	式	

品目	数量	単位	単価	金額	備考
00000 工事費	1	式			
00001 〇〇I	1	式			
00002 〇〇I	〇〇	m			
00003 〇〇I	〇〇	m			
00004 〇〇I	1	式			
00005 〇〇I	1	式			
00006 〇〇I	1	式			
00007 〇〇I	1	式			
00008 〇〇I	1	式			
00009 〇〇I	1	式			
00010 〇〇I	1	式			
00011 〇〇I	1	式			
00012 〇〇I	1	式			
00013 〇〇I	1	式			
00014 〇〇I	1	式			
00015 〇〇I	1	式			
00016 〇〇I	1	式			
00017 〇〇I	1	式			
00018 〇〇I	1	式			
00019 〇〇I	1	式			
00020 〇〇I	1	式			
00021 〇〇I	1	式			
00022 〇〇I	1	式			
00023 〇〇I	1	式			
00024 〇〇I	1	式			
00025 〇〇I	1	式			
00026 〇〇I	1	式			
00027 〇〇I	1	式			
00028 〇〇I	1	式			
00029 〇〇I	1	式			
00030 〇〇I	1	式			
00031 〇〇I	1	式			
00032 〇〇I	1	式			
00033 〇〇I	1	式			
00034 〇〇I	1	式			
00035 〇〇I	1	式			
00036 〇〇I	1	式			
00037 〇〇I	1	式			
00038 〇〇I	1	式			
00039 〇〇I	1	式			
00040 〇〇I	1	式			
00041 〇〇I	1	式			
00042 〇〇I	1	式			
00043 〇〇I	1	式			
00044 〇〇I	1	式			
00045 〇〇I	1	式			
00046 〇〇I	1	式			
00047 〇〇I	1	式			
00048 〇〇I	1	式			
00049 〇〇I	1	式			
00050 〇〇I	1	式			
00051 〇〇I	1	式			
00052 〇〇I	1	式			
00053 〇〇I	1	式			
00054 〇〇I	1	式			
00055 〇〇I	1	式			
00056 〇〇I	1	式			
00057 〇〇I	1	式			
00058 〇〇I	1	式			
00059 〇〇I	1	式			
00060 〇〇I	1	式			
00061 〇〇I	1	式			
00062 〇〇I	1	式			
00063 〇〇I	1	式			
00064 〇〇I	1	式			
00065 〇〇I	1	式			
00066 〇〇I	1	式			
00067 〇〇I	1	式			
00068 〇〇I	1	式			
00069 〇〇I	1	式			
00070 〇〇I	1	式			
00071 〇〇I	1	式			
00072 〇〇I	1	式			
00073 〇〇I	1	式			
00074 〇〇I	1	式			
00075 〇〇I	1	式			
00076 〇〇I	1	式			
00077 〇〇I	1	式			
00078 〇〇I	1	式			
00079 〇〇I	1	式			
00080 〇〇I	1	式			
00081 〇〇I	1	式			
00082 〇〇I	1	式			
00083 〇〇I	1	式			
00084 〇〇I	1	式			
00085 〇〇I	1	式			
00086 〇〇I	1	式			
00087 〇〇I	1	式			
00088 〇〇I	1	式			
00089 〇〇I	1	式			
00090 〇〇I	1	式			
00091 〇〇I	1	式			
00092 〇〇I	1	式			
00093 〇〇I	1	式			
00094 〇〇I	1	式			
00095 〇〇I	1	式			
00096 〇〇I	1	式			
00097 〇〇I	1	式			
00098 〇〇I	1	式			
00099 〇〇I	1	式			
00100 〇〇I	1	式			

単価型の場合、「工事費明細書」と「単価型明細ブロック表」まで

## ⑤ 施工計画書(3)

簡易な工事は記載内容の一部省略可

### 施工計画書

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法
- (7) 施工管理計画
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 交通管理
- (10) 安全管理
- (11) 仮設備計画
- (12) 環境対策
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) その他

監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる



### 例) 簡易な工事の施工計画書

- ※4つの必須項目
- (1) 工事概要
  - (6) 施工方法
  - (8) 緊急時の体制及び対応
  - (10) 安全管理

+

必須項目以外に現場条件等により必要が生じた項目

## ⑥ 施工計画書(4)

- ① 工事内容の軽微な変更は、変更施工計画書の提出は不要
- ② 当初の施工計画書と合わせた全体版の作成は不要

① 「工事内容の軽微な変更」とは、数量のわずかな増減等、施工計画に大きく影響しないものをいう。

(例) 工期末の精算変更、工期のわずかな変更など

② 変更が生じた場合に、変更箇所のみを第1回変更、第2回変更・・・と作成するが、一覧の変更経緯を含め、一つの施工計画書として取りまとめたものは作成不要

